

ベースアップ評価料に関する案内

当院は、ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定しております。

当院では令和7年7月1日より

厚生労働大臣が定める「外来・在宅ベースアップ評価料」の施設基準を満たし
職員の処遇改善および医療提供体制の維持を目的とし、算定しております。

【 算定点数 】

初診時・・・23点

再診時・・・6点

本評価料の算定に伴い、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がございます。
ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

医療法人こがねまるクリニック 院長